

# 会計制度新展開の一面

——退職給付会計を手がかりにしつつ——

齊藤 昭雄

## 1. はじめに

会計ビッグバンと言われる昨今の状況は、少なくともわが国の場合、つまるところ、国際会計基準（以下、IAS）への対応ということに起因していると言える。したがって、本稿において、わが国の会計制度の新展開について愚考を試みようとしているわれわれにとって、まずもってIASの基本的な特質を確認しておく必要があるように思える。

IASは、その最初の部分に、『フレームワーク』(Framework for the Preparation and Presentation)を設定しているが、IASの基本姿勢は、そこから、次のような3点にあると読み取ることができる<sup>1)</sup>。

第1に、意思決定有用性アプローチをあげることができる。

IASにおいては、多様な利害関係者が経済的意思決定をする際に有用な情報を提供することが、企業会計の主たる役割と考えられている。1966年のASOBAT（『基礎的会計理論』）によって方向づけられ、1973年のトゥールブラッド報告（『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』）によって決定的になったこの立場<sup>2)</sup>は、IASの基本的な立場であるように見える。

---

1) 『フレームワーク』においては、①財務諸表の目的、②財務諸表の質的特徴、③財務諸表の構成要素・定義、認識・測定、および④資本と資本維持の概念などが、110項にわたって述べられているが、IASの基本姿勢は、財務諸表の目的と質的特徴に関する記述 (IAS: *Framework for the Preparation and Presentation*, §§ 20~22 および §35) から読み取ることができるように思う。

2) その辺の経緯については、例えば藤井秀樹著『現代企業会計論』1997年・森山書店、67~69頁等を参照。

しかもそこでは、投資家こそが、多様な利害関係者の中で、経済的リスクが最も大きい利用者であり、最も多くの情報を必要とするうえに、そのような投資家のニーズにかなう財務諸表は、他の利用者たちのニーズをもほぼ満たすものであるという理由で、投資家を最重要視するスタンスに立っている。つまり、IAS は、基本的に投資家にとって有用な情報の提供をめざすものとなっているということである。時価情報の重視は、その一つの具体的な証でもある。

第2に、資産・負債アプローチの採用である。

取得原価に基づく期間配分という、費用動態論ないし費用・収益アプローチが、企業の実態を明らかにしえないという思いは、1976年のFASBの討議資料<sup>3)</sup>において強く意識されて以来のことである。このことは、『フレームワーク』の中で、貸借対照表が財務諸表の第1のものとして位置づけられたうえで、財政状態に関する変動表（つまりキャッシュ・フロー計算書）が第3の財務諸表に取り上げられていることに端的にあらわれている。

資産・負債アプローチは、ストックたる資産・負債に関する評価損益を認識しようとする態度にも結びつくものであり、税効果会計にも反映されており、本稿で取り上げようとしている退職給付会計にも当然のごとく影響を及ぼしている。

第3に、実質優先主義をあげることができよう。

『フレームワーク』の中では、「財務諸表の質的特徴」の“信頼性”に関して、“Substance over Form”として取り上げられているに過ぎないが、このコンセプトの持つ重みは決定的である。これは通常「法律的形式よりも経済的実質を優先する」というように解されている<sup>4)</sup>が、これは上述の

---

3) FASB: Discussion Memorandum; *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, December 1976.

4) 実質優先主義は、「法律的形式での形式と実質の差に過ぎない」と解す

2つのアプローチを支えるものでもある。すなわち、基本的に、実質内容を伝えるものでなければ有用性は疑わしいわけであり、費用・収益アプローチには、経済事象の実態を伝えるという点で限界があるという思いが、資産・負債アプローチへと傾斜させたと言えるように思えるからである。そしてこの実質優先主義こそ、法律上のエンティティたる個別企業ではなく経済的実体としてのエンティティたる企業グループ全体の財務諸表を、第一義的なものにしてしているのであり、リース取引等のオン・バランス化を強く意識させるところとなった。

IAS への対応という形で国際的な調和を図ろうとしている、最近のわが国の会計基準の展開が、以上のような色彩を強くにじませているのは、言わば必然的なことである。しかしながら、会計の論理性、あるいは会計学的な整合性という点で、見逃しえない側面があることにもう少し配慮すべきではないかと感じている。本稿では、最近の会計制度の新たな展開の中から、退職給付にかかわる会計を題材として取り上げ、われわれの率直な思いを述べてみたいと思う。

## 2. 会計の基礎的前提とのかかわり

周知の通り、従来の退職給付会計は、わが国の長い伝統にしたがって、退職給与引当金の設定を中心にしていた。そこでの会計実践は、税法基準に基づいて、期末に全従業員が退職するとした場合に必要な退職金の額に対して一定の割合の引当金を計上するものであった。その場合の「期末要支給額」の何割が妥当なのかについて断定的に言える根拠は見出しがたいとしても、会計学的には、例えば次のように説明されてきた。

---

ることもでき、実質優先主義は、形容詞抜きで用いられるべきであるとする見解も存在する。(Cf. Brigitte Raybaud-Turrillo; «Droit comptable et droit économique: une approche renouvelée de la patrimonialité» *Comptabilité-Contrôle-Audit*, Mars 1995, p. 39.) この点については、拙稿「会計上の『実質』をめぐって」成城大学『経済研究』第136号を参照していただければ幸いである。

退職金の備えは、結局のところ、期末要支給額が従業員の平均残存勤務年数後に、必要な金額に達すればいいので、金利分を割り引いて退職給与引当金を計上することになる、と。

7%の複利計算でちょうど10年で元金が倍になることを考えれば、終身雇用という伝統に裏打ちされ、さらには金利が中長期的には、5%前後にはなっていたことなどを背景にして、期末要支給額の50%とか40%とかいう税法の基準は、それなりに受け入れられるものである、と、会計学的にも説明されていた。しかしながら、リストラによる解雇にともなって、終身雇用を前提にした平均残存勤務年数に狂いが生じ、さらには、超低金利の長期化に直面して、将来の退職金の支払いに対する備えが不十分であるという事態に立ち至った。そういう状況のところへ、退職金会計ならぬ退職給付会計の導入が図られて、わが国では、企業年金の積立不足も問題になった。それに対して、退職金制度に依然として依拠している企業のいくつかは、2000年3月期の決算において、退職金の期末要支給額の100%を計上することによってこれに対処した<sup>5)</sup>。

退職金会計から退職給付会計への転換にともなって、資産・負債アプローチを適用することになり、負債額に注目するようになったということは、この際一応認めざるを得ない。そして、とりあえず経過措置の適用によって、退職金の期末要支給額の全額を計上することになったとしても、それは資産・負債アプローチのひとつの適用形態として容認せざるをえないことかもしれない。

しかしながら、その対応の仕方は、会計学的に見て基本的に誤ってはいないだろうか。というのは、最初から、「全従業員がやめるとしたら」支払わなければならない退職金という発想は、ゴーイング・コンサーンとい

---

5) たとえば、東京電力の「平成11年度報告書」には次のような記載がある。「退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額の40%を計上する方法から、自己都合退職による期末要支給額の100%を計上する方法に変更した。これによる引当増加額は、199,450百万円である。」

う、会計の基礎的前提に抵触してしまうのではないかと、ということである。

ゴーイング・コンサーンの前提は、会計期間の公準を派生させ、期間損益計算の根拠となると共に、会社解散を前提にしない会計方法としての取得原価主義の根拠ともなっている。最近の会計基準において時価が目ざされていることが、ゴーイング・コンサーンの公準からの離別を前提にしたものであるならいさ知らず、あまりにもご都合主義的な会計方法を容認することは、文化としての会計を著しく損なうことになってしまう気がする。

ただしこの辺でぜひとも言うておかなければならないことがある。それは、従来の退職引当金の設定に関する論拠には、もうひとつ別のものがありうるということである。

従業員の何割が残っていれば企業活動が継続するかということは、誰にも断定しえないし、各企業の特性に応じて異なってもくるであろうけれども、一方では、半数の従業員が残っていれば企業活動が継続するというのに、これまた断定的に反対できるようなには思えない。全従業員の自己都合退職金の半額をやや下回る金額という発想は、それが実際に支払われる迄の金利分の増額を考慮すれば、それなりに会計学的にも妥当性を有することになりはしないか。われわれは、退職給与引当金の設定には、そのような論拠も成立するのではないかと理解してきた。ただしその考え方にも問題があることを自覚しないわけにはいかない。そこには測定不安定さが存在しているからである。それがかろうじて命脈を保っていられるのは、単に、会計の基礎的前提であるゴーイング・コンサーンに抵触しないで、退職給与引当金の存在を認めることになるという思いからである。

年度末に全従業員が退職するという発想が、ゴーイング・コンサーンの前提に反するとしても、全従業員がいずれは退職することも事実である。とするならば、2000年3月期の決算において多くの企業が実施した、上記のような経過的措置は認められないとしても、保険数理によって各従業員の将来的な退職給付額を求め、その現在価値額を退職給付引当金の対

象とすることは、それなりに妥当性を有することかもしれない。その意味では、超低金利という状況のもとではやや説得力に欠けるとしても、先の決算において、税法基準に従って、期末要支給額の40%を計上し続けた一部の企業の場合、それは、ゴーイング・コンサーンという前提のもとで将来の退職金支払額の割引現在価値を計上したことにもなるわけであって、その意味では、「新会計基準」にも沿うものであると言えなくもない。

いずれにしても、そのような考え方は、従来の「収入支出に基づいて」と言うときの「支出」とは質的に違ったものであって、そういう測定方法の妥当性については、改めて検討してみる必要がある。

本節は、退職給与引当金の存在理由を会計学的に考えてみるというところに主眼を置いたものであるので、昨今のいわゆる退職「給付」引当金にそのまま妥当するものではないけれども、会計実践の場で、往々にしてないがしろにされてしまいがちな会計固有の立場について、会計制度が新たな展開を見せている今、どうしても注意を喚起してみたかったのである。

### 3. オフ・バランスの問題

わが国の新会計基準<sup>6)</sup>によれば、退職給付引当金は、「退職給付に係る負債」として、「退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額」によって計上されることになった。「未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異」を含めて、測定の問題については次節で若干の考察を試みることにして、ここでは、退職給付債務と年金資産の額とを相殺して退職給付引当金を計上することに伴う、いわゆるオフ・バランスの問題を考えてみたい。

新会計基準は、退職給付債務と年金資産のオフ・バランス化について、

---

6) 退職給付に係る新会計基準は、平成10年6月16日に企業会計審議会から公表された『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』に含まれているが、以下その全体を、「意見書」と言い、それに含まれている「退職給付に係る会計基準」を「新会計基準」と呼ぶことにしたい。

次のように述べている<sup>7)</sup>。

「年金資産は退職給付の支払いのためにのみ使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがあると考えられる。また諸外国の基準においても年金資産を貸借対照表に計上せず、年金給付に係る債務の計算においてこれを控除することが一般的である。したがって、年金資産の額を公正な評価額により測定し、当該金額は退職給付に係る負債の計上額の計算に当たって差し引くこととした。」

この考え方は、わが国ではほとんど問題にされなかった「実質ディフィザンス取引」に係わる会計処理にきわめて近似していると言わざるを得ない。

金融技術として用いられる実質ディフィザンス取引は、ある債務の元本の償還と利子の支払いとを十分にカバーする、リスクのない資産（有価証券）を、第三者企業に預託することによって、債務の元利の支払いを一切当該第三者企業に委託するものである。その取引によって、債務を有利に実質的に早期償還することを通して、貸借対照表から除くことによって、財務構造を改善するという結果をもたらす<sup>8)</sup>。

ブジョー社が、1987年に行った実質ディフィザンス取引については、ブ

---

7) 『意見書』四の4。

8) 因に、1982年に、エクソン社によって初めて行われた実質ディフィザンス取引はこうである。

エクソン社は、既存の社債の元本の償還と利子の支払いに充分に応えられる政府債を、3億1,300万ドルで購入した。そしてその政府債を、社債の元利返済にのみ充当されるという契約のもとに、モルガン・ギャランティ・トラスト社に預託した。その結果、エクソン社は、社債を実際に買い戻すことなく、オフ・バランス化することができた。そのうえ、預託した政府債の購入価額と社債の額面価額5億1,500万ドルとの差額は、社債発行費の臨時償却費やモルガン社への手数料支払いなどの負担を差し引いてもなお、エクソン社に利益をもたらすことになった。(田中建二著『オフバランス取引の会計』平成3年・同文館、63頁参照。)

ジョー社自身が次のように説明している<sup>9)</sup>。

「1987年に、“実質ディフィザンス”と呼ばれる金融工学の技術を用いて、プジョー株式会社は、額面10億フランの社債（利率年11.5%，期間は1983～1991年）の実質的な消滅を果たした。

この技術は、政府債とフランス政府保証債のポートフォリオから成っており、それは、負債の役務 (service) に結びついた資金 (trésorerie) フローを正確に (précisément) カバーするために、当該負債と同一の支払期限と利率を有している。そのような内容のポートフォリオは、変更不能な方法で第三者法人 (信託会社) に預託されたが、その法人は、契約によって元利に関する当該負債の義務を引き受けた。ただし、プジョー株式会社は、依然として、社債保有者に対しては契約遂行の責任を負っている。

この負債の実質的な消滅 (extinction effective de cette dette) と政府債ポートフォリオの変更不能な移転とを伝える (traduire) ために、プジョー株式会社は、これら2つの要素を、1987年12月31日の貸借対照表から除くことにした。その負債の消滅は、7,100万フランの費用の計上に導いたが、その中身は、政府債と負債との間に存在する差額、ポートフォリオを組む費用と信託財産の管理費用<sup>10)</sup>、および社債発行費の臨時償却 (amortissement accéléré des frais d'émission de l'emprunt) である。

この社債は、1991年には完済される。」

このような説明が連結財務諸表への注記 (notes aux états financiers consolidés) の形でなされたあと、個別財務諸表の附属明細書 (annexes) の中で、さらに次のようなことが、明らかにされている<sup>11)</sup>。

---

9) Peugeot S.A.; *Rapport Annuel 1987*, p. 96.

10) これは、信託会社に支払われる手数料に相当するものと考えられる。

11) Peugeot S.A.; *Op. cit.*, p. 129.



## 会計制度新展開の一面

「プジョー株式会社は、政府保証債を10億6,700万3,000フランで購入した。この政府保証債は、最終の償還の日まで、われわれの10億フランの新株引受権付社債（利率年11.5%，期間1983～1991年）に完全に相関している (*parfaitement corrèle*)。 (以下実質ディフィザンスに関する説明の部分省略——筆者) 1987年度に関しては、損益計算書に対するこの取引の影響は、以下の通りであった (単位1,000フラン)：

発行費残高の償却費の営業費への算入	30,014
信託会社に移された有価証券の取得価額と	
信託会社に移された借入金 ( <i>umprun</i> ) の	
額面価額との差額の財務費用への算入	67,003 <sup>12)</sup> ]

状況はこのようなものであった。

このプジョー社の行動に直面して、フランスの国家会計審議会 (以下、CNC) は、翌1988年12月に『“実質ディフィザンス”取引の会計処理に関する意見書』を公表した<sup>13)</sup>。その中で CNC は「この取引は、当該企業をしてその最初の義務 (*son obligation initiale*) から解放するものではない<sup>14)</sup>」ということを確認しつつも、結局は、プジョー社の行ったオフ・バランス化を認めることとなったのである。法律的な事実をことのほか重視するフランスにおいて、このような法律的な事実を無視したような処理の仕方に

- 
- 12) ここで計上されている費用の合計額は、上に引用した説明文に見られる費用額7,100万フランとは異なっている。しかも、これらの費用には、先の「ポートフォリオを組む費用と信託財産の管理費用」が含まれていない。そのことからして、次のように推測することが可能である。すなわち、信託会社に移した政府債と社債との間の価額の差が、信託会社への手数料を大幅に上回るために、実際には、信託会社から2,600万フランほどの支払を受けたのではないか。実質ディフィザンス取引は、直ちに社債の償還に充てることができる資金を、より有利な運用を目指して行われるものだからである。
- 13) CNC; Document No. 76: *Avis relatif à la comptabilisation de l'opération d' "in-substance defeasance"*, Décembre 1988. これは、内容的には、FASB の76号基準書と同じである。
- 14) CNC; *Op. cit.*, p. 3. すなわち、社債権者に対する義務は、信託会社への預託によっても、免れえない、ということである。

対しては、当然のことながら、早速、不快感を露にするような反応があった<sup>15)</sup>。

「資産」(Actifs)とは「企業にとってプラスの経済的価値を持った財産要素」と考えられ、「負債」(Passifs)が「企業にとってマイナスの価値を持った財産要素」と考えられている<sup>16)</sup>以上、紛れもなくそれらに該当する要素をオフ・バランス化することは、すんなり認められない方がむしろ当然である。しかるに、われわれは、ここで、この「実質ディフィザンス取引」が、意外にも、既に身近な存在である為替手形の振出しに、きわめて類似していることに思い至るのである。

念のために確認しておけば、手形発行に伴う振出人の義務は無視されて、会計上は、既存の債権(例えば売掛金)と新たに発生した債務(例えば買掛金)とが相殺されるかたちで、処理される。債権を放棄して債務の弁済に充てることを表明している以上、その事実こそ会計的に表現すべきものと考えられているわけである。しかしながら、法律的側面を重視するフランスの場合、事態はそれほど割り切れるものではないような気がする。なぜならば、わが国の手形法第9条と全く同様に、フランス商法典第115条は、振出人の手形代金支払担保義務を明示しているからである。それにもかかわらず、フランスにおいてもまた、為替手形の振出しに際しては、振出し企業は、日本の場合と全く同様に、債権と債務の相殺消去というかたちで会計処理し<sup>17)</sup>、手形(の支払担保義務)は帳簿には現れない。ということは、一方で、最終的な債権者・債務者であり続ける売掛金・買掛金をオフ・バランス化してしまうわけである。

その場合、債権・債務の相殺については、手形という証書を通して、法律的にそれらの放棄が表明されているわけであって、そのような処理こそ

---

15) Cf. Marie-Charlotte Pinio; «Où l'on reparle de l'image fidèle: le récent débat sur la defeasance» *Réflexions sur la Comptabilité*, 1990 *Economica*, p. 160.

16) CNC; *Plan Comptable Général 1982*, p. I. 19.

17) Cf. *Dictionnaire de la Comptabilité*, 1993 Villeguérin, p. 519.

法律的事実を反映するものと考えることができる。他方で、手形振出しに伴う債務が無視されるのは、手形振出し企業の義務が、直接的な「支払義務」ではなくて、「支払担保義務」だからであろう<sup>18)</sup>。そういう解釈が承認されるからこそ、為替手形の振出しについては、何ら問題にされないのであろう。

とすれば、それに酷似している「実質ディフィザンス取引」について、なにゆえにそのオフ・バランス化が問題にされるのであろうか。それはただ一点、債権（プジョー社の例では政府債という有価証券）と債務（同じく社債）の法律上の立場を放棄し（ないし免れ）ていないからであろう。しかしながら、当該有価証券の取得がまさに（直接的な）債務弁済の代りであることが、最初から意図されている以上、それを委託して、債務弁済の代行を、変更不可能な契約をもとに実行したという事実は、その実態を反映させようとするならば、会計的には、相殺をもってオフ・バランス化することこそが、妥当であると言わなければならない。

年金債務の支払のために、変更不可能な契約のもとに第三者企業に預託される財産の存在は、当該負債と資産とが不可分の関係にあって、少なくともその資産が企業の本来の経営活動（すなわち収益獲得）に役立ちえない被拘束資産である、という点で、実質ディフィザンス取引の場合と全く同様である。しかし、だからといって、それらの資産・負債がそう簡単にオフ・バランスされていいものかどうか。

リース取引やデリバティブ取引に関わるオン・バランス化の動きに呼応するかの如く、ここに来て逆にオフ・バランス化の動きが注目される事態となっているが、これらはいずれも貸借対照表能力の問題として、論理的な一貫性の上に成立しなければならないものである。

叙上のように、単独で取り上げてみれば、退職給付会計にかかわるオフ・バランスの処理は、それなりに説明はできるけれども、会計基準のドラ

---

18) つまりそれは、手形振出しに伴う偶発債務であって、確定した債務ではない。

スティックな転回に直面して、われわれとしては、ここで改めて、貸借対照表能力の問題を考えてみる必要があるのではないだろうか。

われわれには、ここでその問題に十分に答えるだけの用意はないけれども、その際に注目されるべき2つの点について、若干の言及をしてみたいと思う。

ひとつは、貸借対照表による財政状態の表示についてである。

今回の新会計基準の展開に当たっては、本稿の第1節でも述べたように、資産・負債アプローチに基づいて、公正価値としての時価に傾斜し、資産と負債の財産的側面に注目する立場が取られている。その結果、論理的には、繰延資産のような、費用・収益アプローチのもとで会計学的に重視されていた項目が、貸借対照表に計上されないことになるという可能性も指摘されている<sup>19)</sup>。そのような状況を前にしてみると、われわれは、貸借対照表の「財政状態」表示ということに余りこだわらべきではなく、むしろ、ヨーロッパ大陸諸国において以前から取り上げているように、財務諸表は、企業の「財産」の状態についても積極的に明らかにすべきものであると考える<sup>20)</sup> 必要があるのかもしれない。

しかしながら、新しい会計基準が資産と負債の財産的側面を重視するようになったとしても、EC第4号指令が依然として「財政状態」という表現を取り入れ続けているように、われわれとしてもそう簡単に、「財政状態」を切り捨てるわけには行かないように思う。とするならば、そこでの「財政状態」はどのようなことを意味するのであろうか。

われわれの考えを端的に述べるならば、やはり、企業資本の調達源泉と運用形態の期末時点での状態であるという基本線は崩せないのではないだ

---

19) この点については、例えば、藤井秀樹著、前掲書、47～52頁参照。

20) 因に、第4号指令は、フランコ・ジャーマン系のそのような状況をふまえて、その第2条第3項において、次のように規定している。  
「年次計算書類は、会社の財産、財政状態および損益について真実・公正な概観を与えなければならない。」

ろうか。ただし、実質ディフィザンス取引や退職給付引当金をめぐるオフ・バランス化という状況を鑑みると、もっぱら特定の債務の弁済に充てられるべく拘束されている資産は、企業の本来的な活動のために運用されている資本とはみなされないという理由で、貸借対照表から除かれることになる、と考えざるを得ない。

そこで、もうひとつの点が問題になる。それは、リース資産のオン・バランス化などを考慮すれば、たとえ「財政状態」に「財産状態」を加味するとしても、ここではあくまでも、財産の使用権ないし占有権という観点から考慮すべきことが明らかになったように思えることである。実質ディフィザンス取引における所有有価証券や、年金資産に対しては占有権が主張できないのに対して、リース資産には、占有権が生じていて、資産計上は占有権と一体になっているからである。もっとも、ここではことさら占有権と言わなくとも、「新会計基準」の表現を取り入れて「収益獲得活動のために保有する」資産こそが貸借対照表能力を備えていると考えることもできる。

ということは、貸借対照表能力は、結局のところ、本来の企業経営への役立ちという観点から限定されることが、企業をとりまく新たな状況の出現にともなって、ひとつの制約条件として出て来たと考えられるように思う<sup>21)</sup>。

#### 4. 測定方法と費用認識に係る新たな展開

「新会計基準」は、退職給付債務の計算に当たって、将来の退職給付支出額を現在価値に割り引くという手法を取っている。この方式の最大の問題点は、割引率いかんによって、現在価値ひいては退職給付引当金の額に

---

21) しがしながら、貸借対照表能力については、さらに、繰延資産等をも考慮に入れて結論を導く必要がある。その点についてはまた改めて考えてみたいと思う。

大きな差が出てしまうことであろう。そのほかに退職率などに予想値が使われる結果、計算がいかに精緻になされようと、その客観的な妥当性が誰にも主張しえないことである。理論的に正しいことよりも計算確実なものが優先するという会計の世界にあって、このような基準が設定されたことは、まさに画期的なことである。

確かに、これまでの退職給与引当金の額は、単に税法基準にしたがって計算していただけであって、その妥当性は疑わしかった。さらには、特別修繕引当金のように、税法基準に従って客観性を重視するあまり過去の実績に依拠していたことにも問題がなかったわけではない。しかしながら、測定が、確実な支出に基づいており、十分な証拠力に裏打ちされていたことは間違いない。しかるに今般の対応は、将来のキャッシュ・アウトフローの額を確率計算を伴って予測し、それを現在価値に割り引くものであるから、これまでの会計的測定とは、全く様相を一変するものである。すなわち、新会計基準によれば、「退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する<sup>22)</sup>」ことになるが、その割引率は、安全性の高い長期の債券の一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができる<sup>23)</sup>ものとなっている。ということは、割引率ひとつを取ってみても、企業の裁量に任される余地を残している。その結果、先の決算において、ソニーをはじめとするいくつかの企業が3%前後の割引率を用いたのに対して、5%前後の割引率を採用したところもあり、割引率1ポイントの引下げで退職給付債務が2割前後増えるとされる状況<sup>24)</sup>のもとで、現に企業間で大きな差を生じさせることになった。ただし、先に資産のサービス・ポテンシャルが注目され

---

22) 「新会計基準」二の二の(1)。

23) 「新会計基準」二の二の(4)及び注解(注6)参照。

24) 日本経済新聞、平成11年8月4日付朝刊参照。

たときとは違って、今回は、退職給付債務の測定に限定されているので、会計的測定の根幹が問われているわけではない。しかしたとえそうであっても、その影響するところは大きいはずである。したがって、新会計基準のそのような対応については、さらに慎重な検討が必要であるように思う。そして、制度としてのそのような方向性を認めざるを得ないとしたら、われわれとしては、それに沿った会計の論理を早急に確立する必要があるだろう。ここでは、もしそのような方法が認められることになれば、首尾一貫するという点から、例えば上にふれた特別修繕引当金などについては、当然にキャッシュ・アウトフローを予測してその割引現在価値で測定することにならざるを得ないのではないかということを指摘するにとどめ、その点については、改めて考えてみたいと思う。

最後に、新会計基準における費用認識について、若干のコメントをしてみたいと思う。

前節の冒頭に紹介したように、退職給付引当金は、「退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額」によって計上されることになった。ここで、われわれは、退職給付水準の改定等に起因して発生した退職給付債務の増加または減少部分である「過去勤務債務」と年金資産の期待運用収益と実際の運用収益の差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積り数値と実績との差異および見積り数値の変更等により発生した差異である「数理計算上の差異」<sup>25)</sup>の費用化に注目してみたいと思う。

これら両者は、基本的に、「平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額<sup>26)</sup>」を毎期費用化することとされているが、その際に、いわゆる定率法による費用化も認められている（「注解」（注9））。

---

25) 「新会計基準」一の5のおよび6参照。なお、未認識とは、まだ費用化されていないということである。

26) 「新会計基準」三の2の(4)。

無形固定資産の場合、設備資産の減価償却の場合と違って、残存価額をもたないものに定率法を適用することは、償却率を求めることが計算技術的にできないがゆえに事実上不可能である<sup>27)</sup>という理由もあって、毎期一定額を費用化するというなくずし償却 (amortization) の方法が取られているのではないか。とするならば、今回これらの項目に対して何ゆえに注記まで設けて定率法を容認することになったのか。償却率を「過去勤務債務および数理計算上の差異の発生額が平均残存勤務期間内に概ね費用処理される<sup>28)</sup>」割合という形で、あえて残存価額をつくり出してまで、なぜ定率法を認めることになったのか、われわれには理解に苦しむ点である。

## 5. むすび

われわれは、退職給付会計に係る新たな展開を手がかりにして、従来の会計の論理との整合性を求める方向で議論を進めてきた。このささやかな議論を通してみただけでも、わが国の会計制度が、大きく方向転換をしようとしていることが感じられる。そして、それが、第1節で述べた、IASの特質をそのまま受け継いだものであることも、強く印象づけられるところである。

しかし、そのような状況に直面して、会計を貫く論理がいかようにあるかを見極めることが、われわれには大きな課題としてのこされている。その際に、例えば第2節で問題にしたような会計の基礎的前提にしたところで、あるいはこの際根本から考え直さなければならないのかもしれない。監査の世界で、企業の継続性に関する意見の表明が求められるようになり、企業の存続に対して疑問が向けられることが常態化してきているとすれば、

---

27) その意味では、定率法を適用する際の償却後「残高を0にするためには、当初の費用処理割合を相当高くする必要がある」(監査法人トーマツ編『退職給付会計の実践』平成12年・清文社、52頁)というような説明は、正確ではないと言わなければならない。

28) 「新会計基準」注解(注9)。



## 会計制度新展開の一面

ゴーイング・コンサーンの概念自体見直さなければならないのかもしれない。少なくとも、この際、ゴーイング・コンサーンの概念と取得原価主義との関係などを、再検討してみなければならないように思う。その点に関するわれわれの検討の結果については、改めて展開してみたいと考えている。

(本稿は、成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)